

農政商工観光委員会会議録

日時 平成21年10月6日(火) 開会時間 午前10時04分
閉会時間 午後3時06分

場所 第2委員会室

委員出席者 委員長 鈴木 幹夫
副委員長 安本 美紀
委員 大沢 軍治 望月 清賢 浅川 力三 岡 伸
樋口 雄一 武川 勉 深沢登志夫

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

観光部長 中楯 幸雄 観光部次長 山田 幸子
観光企画・ブランド推進課長 八巻 哲也 観光振興課長 小林 明
観光資源課長 塩谷 雅秀 国際交流課長 窪田 克一

農政部長 笹本 英一 農政部次長 松村 孝典
農政部技監 石川 幸三 農政部技監 西島 隆
農政総務課長 杉山 正巳 指導検査室長 原田 育生
農村振興課長 有賀 善太郎 果樹食品流通課長 樋川 宗雄
農産物販売戦略室長 河野 侯光 畜産課長 白砂 勇
花き農水産課長 深沢 和人 農業技術課長 赤池 栄夫 耕地課長 加藤 啓

商工労働部長 輿水 修策 産業立地室長 後藤 雅夫
商工労働部理事 中村 雅夫
商工労働部次長 都築 敏雄 商工労働部次長 久保田 克己
産業立地室次長 中込 雅
労働委員会事務局長 高橋 哲朗 労働委員会事務局次長 清水 久幸
商工企画課長 清水 幹人 商業振興金融課長 岩波 輝明
産業支援課長 尾崎 祐子 労政雇用課長 中澤 卓夫
産業人材課長 佐野 芳彦 産業立地推進課長 高根 明雄

公営企業管理者 進藤 一徳 企業局次長 西山 学
企業局総務課長 山下 正人 電気課長 石原 茂

議題 第104号 平成21年山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政商工観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政商工観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政商工観光委員会関係のもの
第106号 平成21年度山梨県商工業振興資金特別会計補正予算

審査の結果 議案については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、観光部、農政部、商工労働部・労働委員会、企業局の順に行うこととし、午前10時04分から午前10時35分まで観光部関係、休憩をはさみ午前10時53分から午後0時09分まで農政部関

係、休憩をはさみ午後1時32分から2時30分まで商工労働部・労働委員会関係、さらに休憩をはさみ午後2時55分から3時06分まで企業局関係の審査を行った。

主な質疑等 観光部関係

※第104号 平成21年山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政商工観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政商工観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政商工観光委員会関係のもの

質疑

(やまなし道の駅周遊観光促進事業費補助金について)

安本委員

もう少し詳しくお伺いしたい部分で、観2ページの観光宣伝費、マル臨のやまなし道の駅周遊観光促進事業費補助金についてお伺いします。

昔は観光というと名所旧跡めぐりというようなことだったんですけど、私も車で県外によく出かけることがありまして、道の駅というのは見ます。糸魚川から日本海に行って、そして、日本海側を走っていると、糸魚川沿いにもありますけれども、今、道の駅も物すごく巨大なものがありまして、能生というところには、カニ市場とか、それから、海産物を直売しているところ、それから、あそこはマグロの漁港だったようで、実習船を展示しているとか、たしか風力発電の施設も建っていたと思いますけど。長距離ドライブしているとき、トイレ休憩とか疲れを取るということで寄ることが多かったんですけど、今はそこが目的になって、そこへ行くような形になっているのではないかと思います。

道の駅に着目されるのは非常に大事なことだと思います。山梨県でも、聞くところによりますと、観光客というのはマイカーで来られている方が多いと伺っておりますけれども、名所旧跡をPRすることと同時に、また、道の駅にも情報端末を設置されるということなんですが、道の駅の、山梨県としてのPR活動、そういったものについて今どういうふうに取り組んでおられるのか、まず、お伺いしたいと思います。

小林観光振興課長

先生御指摘のとおり、道の駅におきましては、非常に、最近注目されている観光資源であると認識しております。こうしたことから、県におきましても、こうした形で山梨県のガイドマップのほうに道の駅の一覧を載せまして御紹介するとともに、「富士の国やまなし観光ネット」においても御紹介をしているところでございます。

また、道の駅が非常に最近注目されているということで、県内の道の駅をつないだような観光商品も造成いたしまして、やまなし観光推進機構のほうで販売をしていくというような取り組みをしております。

また、旅行会社に対する旅行説明会におきましても、道の駅につきましては紹介しまして、今後、旅行会社が造成、企画します旅行商品につきましても道の駅を取り入れたものをするように支援しております。

以上でございます。

安本委員

道の駅に観光情報端末を置くということなんですけれども、いろいろ端末も、県でも、例えば生涯学習とか、「まなびネット」というようなものも、いろんなところにあったと思いますし、大きさからすればコンパクトなものだろうとは思いますが、どういった情報を発信するかというのが大事ではないかと思えます。

ちょっとうちの家内に、県がこういう事業を考えているんだけど、どう言ったら、「るるぶ」のほうがいいとかと言っていましたけれども、「るるぶ」のいいところは、全体の地図があって、そして、どこか行きたいところがあればその周辺の拡大の地図がまたあって、そこにあるいろんな施設が、周辺の食

べるところとか、見るところとか、見学するところとか、そういうものがよくわかるというところがいいんじゃないかなと思うわけですが、どういった情報をそこから発信されようとしているのか、お伺いします。

小林観光振興課長　今回お願いしておりますこの事業におきましては、事業名にもございますとおり、道の駅を活用して周遊観光を促進していこうという、それが第一義にございます。こうしたことから、単に道の駅を訪れて、そして、道の駅周辺にとどまらなくて、いわゆる道の駅を相互に有機的に連携させていって、県内広く道の駅を活用しながら周遊観光を促進していこうという意図がございます。

こうしたことから、まず、道の駅の周辺の観光情報、先ほど先生がおっしゃいました「るるぶ」等では扱っていないような、地域の穴場みたいな情報まで含めて御紹介していきたいと思ひまして、この辺は市町村とか地区の観光協会等の御協力を得まして情報を充実してまいりたいと考えております。

あわせて、いわゆる道の駅だけにとどまらないで、道の駅周辺の飲食店でございますとか、土産店とかお菓子店とか、地域で非常に著名な、そういったお店等もこの情報端末で紹介しまして、いわゆる地域経済の活性化にも資するような形で運用してまいりたいと考えております。

安本委員　道の駅がターゲットだと思うんですけど、私は県の施設でもたくさんの観光客が集まるところにこういったものもあればと思っております、ここで道の駅等ということですので、道の駅以外のものにも考えられていくと思うんですけども、この25カ所、道の駅とそのほかということで、簡単に結構ですので、こういったところに設置される予定なのか、お伺いします。

小林観光振興課長　道の駅におきましては、県内にごございます17カ所すべてに設置することで、市町村等と調整が済んでございます。それから、残りの8施設につきましては、県立美術館、県立博物館、J Rの甲府駅、かいてらす、郡内地場産業センター、富士ビジターセンター、ここにありますやまなし観光推進機構、それから、東京の富士の国やまなし館に設置するというので、プラス8カ所でございます。

安本委員　今、県の観光施設のほうを伺っていて、もう少しあってもいいのかなと思っております、例えばまきば公園とかというようなところもあってもいいかなという気もしますけれども、予算の関係もあるんでしょうけれども、できれば、利用が進めば拡大をしていただきたいと思ひますし、また、そこの現場に行かなくても、その内容について自宅のインターネットと接続をして確認をしてから行けるようになっていけばよりいいのかなとも思ひますけれども、最後の質問とさせていただきますと思ひます。

小林観光振興課長　今回の整備におきましては、先ほど御説明させていただきましたが、道の駅を中心として周遊観光を促進していくという意図がございまして、本来端末というのは施設管理者の設置者が設けていくものでございますけど、今回、経済対策ということで、こんな形で県外から来るお客様の誘客を図っていくという意図がございまして。

今後は、地域の回線状況と、あと、運営体制等々も精査しながら、こういった取り組みが県内の各公共施設等に波及していくことをまた進めていきたいと考えております。

そして、このシステムにつきましては、当然、インターネットの仕組みを用いておりますので、自宅でも活用できますので、先ほど先生もおっしゃいましたように、自宅のほうでこういった道の駅周辺の情報を取得することにつつま

しては可能でございます。

(富士北麓広域周遊観光駐車場整備事業費について)

岡委員

観3ページ、観光資源課の分でございますけれども、このスバルラインの渋滞解消というふうなことを含めて、今回、駐車場を予定しているようであります。いずれにいたしましても、これは、今まで武川委員も見守られてきた経過もあるわけでありまして、具体的に、今までが5カ所だったと思うわけでありまして、その比較といいたいまいしょうか、どのくらいのものでしょうか。

塩谷観光資源課長

現在使っております駐車場は5カ所で、2,065台あります。それぞれ北麓公園の駐車場が700台、胎内駐車場が270台、スバルランドの駐車場が570台、育樹祭会場が400台、富士ビジターセンターが125台。予定している駐車場は1,400台を予定しています。

岡委員

分散しているということで非常にいろいろ問題があった経過もあるようですが、今回そういうふうなことで、1カ所で1,400台ということは非常にいいことだと感じています。

この建設に向けて、スケジュールといいたいまいしょうか、今から、先ほどの中では明許繰越もされるわけでありまして、これから完成までの経過を若干教えてください。

塩谷観光資源課長

今回お願いしておりますのは、整備のための環境影響調査、地形調査、さらには概略設計調査の調査費を委託しております。この中には場所の正式決定のための予備調査を行う経費も盛っております。現在は東富士五湖道路東側を基本に考えておりますので、ここの現地調査をしながら、それをまとめた段階で、12月ごろにはなると思いますが、正式に調査の段階でちょっとわかりませんけれども、その段階で場所を決定し、今年度中に工事ができれば、工事費を予算計上していきたいと思っております。

完成につきましては、調査の内容にもよりますが、計上すれば1年程度で完成するのかなと思っております。

岡委員

明許繰越の関係もあるわけでありまして、いずれにいたしましても環境アセスということになればそういうふうなことだと思っております。いずれにいたしましても、私は、やっぱり今までの経過を考える過程の中ではできるだけ早く、やっぱり環境問題からできるだけ早くこういうふうな施設づくり、駐車場を建設されるほうがいいんじゃないかと思っておりますので、積極的な御努力をお願いいたしまして終わります。

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(観光地域経営支援事業について)

浅川委員

この間、4日の日には八ヶ岳でロードレースをさせていただきまして、観光

部長さんも出席をしていただきました。まことにありがとうございます。

全体の流れの中で、かなり山梨県も観光に力を入れて、推進機構という別枠で組織化されたということで、素晴らしいことだと思います。

そこで、昨年からは始まっている事業で、観光地域再生事業、昨年は下部と昇仙峡をやったわけでありましたが、その辺の概要と目的の辺についてお話を聞きたいと思います。あわせて進捗状況ということまでお願いします。

小林観光振興課長 観光地域経営支援事業、これが正式名称でございますけれども、これは、長期的な観光客の落ち込みに苦しんでおります県内の主要な観光地の活性化を図るために、地域の観光事業者などが集まりまして、みずから考え、みずから取り組む、集客を高めるソフト事業に対しまして支援していくものでございます。

先生から御指摘のとおり、昨年度、昇仙峡と下部温泉郷につきまして、1年目、取り組みまして、1年目の事業につきましては、旅行業、観光業を専門としますシンクタンクの、専門的な知識を有するアドバイザーを現地に派遣いたしまして、地域の方々をメンバーといたします協議会を設置いたしまして協議を進めてまいりました。

本年度、2年目につきましては、既に昨年度、皆さんで検討しまして、実施に向けて取り組むと決めました内容につきまして2カ所とも進めてございまして、昇仙峡につきましては、首からかけて歩きます「昇仙峡ガイドレシピ」というパンフレットを作成しております。このようなものです。

（「昇仙峡ガイドレシピ」を掲げる）

首から下げまして、こうやってルートを見ながら散策するようなものでございます。それから、このガイドを旅行会社のバスツアーの誘致のためのノベルティーなどとしても活用しております。

あわせまして、この10月10日に昇仙峡におきましては、「ウォーキングフェスタ in 昇仙峡」ということで、昇仙峡の溪谷を滝上から長潭橋までウォーキングするというようなイベントを企画してございまして、滝上におきましてはイノシシなべを用意しまして、それから、真ん中の能泉におきましては足湯を楽しんで、それから、長潭橋の天神森のところでは鳥もつが楽しめるという形でのイベントが企画されております。

さらに、昇仙峡におきましては「おもてなし講習会」ということを実施してございまして、既に2回、「おもてなし講習会」をやっております。

それから、下部温泉におきましては、やはり下部温泉は非常に効能の高い温泉でございますので、温泉の活用方法や入浴方法をまとめたパンフレットを作成したり、下部温泉の魅力を伝えるためのポスターとかホームページの充実に取り組んでおります。

また、身延町にはNPOでみのお観光センターという、旅行を造成できる三セクがございまして、下部温泉の宿泊を伴う着地型旅行商品の造成にも取り組んでいるところでございます。

浅川委員 今の話は結構な話なんですけど、去年が最初ですよ。ことしが2年目で、話によると4年間ぐらい続けていくような予定ですけど、あとはどんなふうな予定を組んでいるんですか。

小林観光振興課長 協議会におきましては、毎年毎年、地域の方々が集まりましてワーキング等を重ねてございまして、そういう中で、来年の事業につきましても、どういう形で取り組んでいくかということについては、その各年各年で協議している状況でございます。

浅川委員 ワーキングのメンバーなり協議会のメンバーと、予算というか、それは2分の1ですよね、県とのかかわりもちょっと教えていただけますか。

小林観光振興課長 県におきましては、地元の市町村とも連携いたしまして、観光部の職員を中心に支援チームを結成しております。観光部におきましては、県土整備部、森林環境部、農政部のほうからも、職員の派遣を、交流を受けておきまして、そういった職員と連携しながら、協議会のほうから出されてくるさまざまな横断的な要望に対しまして、地元の市町村とも連携しながら、その解決策につきまして知恵を出しているところでございます。

浅川委員 わかりました。うまく進めていっていただきたいと思います。あわせて、地域との整合性というんですか、その辺もしっかりやっていただきたいと思えます。

同じ事業で、今年度、湯村温泉と清里、八ヶ岳南麓エリアということで進めていただくようでございますが、この辺の、概要は大体わかりましたけど、進捗状況、また、県とのかかわりをちょっと説明していただきたいと思えます。

小林観光振興課長 湯村温泉郷及び清里、八ヶ岳南麓の協議会につきましては、本年度早々に各市町村のほうに照会いたしましたところ、この2市から申請が上がってきまして、現在取り組んでいるところでございます。この7月に両者とも協議会が立ち上がっておりまして、湯村温泉郷につきましては既にワーキングが3回、清里、八ヶ岳南麓につきましては既に2回開催されておりまして、また、もう一度ずつ開催する予定でございます。

現在、積極的にワークショップ等を行いまして、地域の持っている課題でございますとか、魅力はどこにあるのか、強味はどこにあるのかというような形での探り出しみたいな作業をやっているところでございます。

(観光圏整備事業について)

浅川委員 これからですから十分配慮しながら進めていっていただきたいと思えます。実は、昨年、富士五湖ですか、大変な努力のもとで観光圏の認定を受けて、その辺の話もちょっと。認定を受けたのは、たしか去年の10月でしたか、その辺の進捗状況と、観光圏というものをかち取るための努力があったと思うんですが、その辺をちょっとお聞きしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

小林観光振興課長 富士山・富士五湖観光圏につきましては、昨年認定を受けまして、昨年度から既に事業が始まっております。既に、従業員等のおもてなしの研修ですとか、あるいは電車とバスが1枚の切符で割安で乗り継げるような乗車券ですとか、あるいは新たな観光商品の開発ですとか、市町村と関係する事業者等が連携してさまざまな取り組みが行われております。

本年度におきましても引き続き、観光圏整備計画に載っている事項にのっとり、さまざまな展開をしております。私も県におきましてもそのワーキングに参加しまして、支援を進めているところでございます。

浅川委員 富士五湖のほうの事業費、県費をどの程度投入しているのか、その辺も。

小林観光振興課長 観光圏整備事業につきましては、国のほうから40%の助成がございます。地元の市町村等がまた連携しまして、残りの分につきまして、継ぎ足しまして、

協議会の事業として実施しているものでございます。

浅川委員

実は、さっきの清里、八ヶ岳の再生と、この6月で補正を組まれた八ヶ岳南麓観光圏構想が認定されるべく努力をしているようでございますが、私は、先ほどの再生事業の部分とこの辺との兼ね合いをどのようにしていくのか、その辺をきちっとしていただきたいと思いますと思うんですが、観光部のほうではそういう指導をしている中でどんな対応をしていこうとしているのか、お聞きしたい、最後に。

小林観光振興課長

八ヶ岳の観光圏整備事業は、現在、認定に向けて作業を進めているところでございますけども、一応エリアといたしましては、北杜市全域が該当するというところでございます。

それで、今回私どもが進めています魅力づくり協議会の事業につきましても、これを十分意識して、清里を中心とした、清里の宿泊滞在施設をフルに活用したというような形で協議会のほうは協議をお願いしておりまして、こういったところで地元の皆様からさまざまなアイデアをいただいて、そのアイデアを、県のほうの今までの支援のみならず、観光圏の整備事業のほうで国の支援をいただきながらできる可能性も多大にあると考えておりまして、そういったところも想定しながらさまざまなアイデアを出していただきたいと思います。それを観光圏整備計画のほうにもリンクさせまして取り上げていきたいと考えております。

主な質疑等 農政部関係

- ※第104号 平成21年山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政商工観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政商工観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政商工観光委員会関係のもの

質疑

(果樹試験場費について)

望月委員

農5ページですけれども、果樹試験場費の試験研究費のところ、先ほど御説明いただきました定量PCR測定器の設置というのがございますけれども、近年、地球温暖化または気候変動ということの中で、急にブドウの色づきが悪くなったり、また、ブドウの色づきが悪くなるということになりますと、品質がなかなか評価されず単価も安いということで、大変農家でも苦慮しているところでもあります。

今回、この定量PCR測定器は、金額は700万円ぐらいのものになっているようでもありますけれども、今までなかなか難しかった解決方法が、これでもし解決できるということになれば、素晴らしい成果が出るんじゃないかなと、こんなふうにも感じているところでもあります。

そこで、定量PCR測定器はどのようなものなのか、また、科学的、数値的に信頼性があるのかどうか、そこら辺をお聞きいたします。

赤池農業技術課長

委員がおっしゃいますように、今、黒系のブドウのピオーネとか巨峰の色づきの問題がこここのところ問題になっております。

そこで、この定量PCR測定器というのがどういうものかということですが、これは、植物、あるいは動物の遺伝子の種類とか、あるいは働きぐあい、発現量という量の問題もありますけど、そういったことを測定できる機械でございまして、通常のPCRという機器ですと遺伝子の種類しか判別できないわけでもございますけれども、これは量まで測定できるということでもございます。その信頼度につきましては、機器でございまして、一定の信頼度があると思われまますが、いずれにしても、そういったような機器でございまして。

これは横文字でポリメラーゼ・チェーン・リアクションの略でございまして、日本語に訳すと合成酵素連鎖反応を測定する機器ということでもございます。

望月委員

これを整備するということの中で、導入の効果、具体的なものが、お考えがあればちょっとお聞きしたいと思います。

赤池農業技術課長

その効果ですが、遺伝子の働きを測定する機器でございまして、黒系のブドウの生育段階で、どのような環境が着色に影響しているかというようなこととか明らかになるわけで、その機械で調べることによってどの時期に色に関する色素が影響しているかというようなことがわかりますし、そういうことがわかりますと、どの時期にどういうことをすることによって着色向上の対策が可能になるというようなことがわかるというようなことでもあります。そうすることによって、着色と遺伝子の関係がはっきりしてくるというようなことを期待しているところでございます。

今の遺伝子と着色の関係でございまして、さらに、品種育成の面で、従来、新品種を育成するには、A品種とB品種をかけ合わせて、そして、それを育成して、物になるには数年かかりますけれども、その結果を見て、もしそれ

がだめだったらまたかけ合わせを行うということで、非常に時間がかかります。そこで、今度は木の苗の時点で遺伝子を分析することによって、この品種は黒い色の系統の遺伝子を持っているかがわかるようになってきます。ですから、そういうことによって育種の年限を大幅に短くできるというような効果もあります。

望月委員

品種の分析もできるということですね。それと、今後、新品種も短時間で選べるということですね。

そういう中で、全国的に、この定量PCR測定器がどのように導入されたり、それから、今、普及しているのか、それから、今後どのような形の中でこれが取り入れられていくのか教えてください。

赤池農業技術課長

全国の段階では、今、国の段階でやっと着色と遺伝子の相関関係がわかってきた段階でございまして、例えばブドウの主要県であります山形とか長野とか岡山、ここらも巨峰とかをつくっておりますけれども、まだ手をつけておりませんで、山梨県が果樹王国ということで、全国に先駆けて取り組むということになります。ですから、この成果は、全国に先駆けてということでございますので、いい事例が出れば、本県に非常に有利な果樹振興が図られるということになるはずですよ。

望月委員

そうすると、全国に先駆けての技術開発ということになるかと思えます。そうすると、近い将来に新品種が出てくるわけですね。すばらしい種類の苗木が山梨県のブドウのブランド化という形の中で出てくると。こういうことが想定されるわけですが、これにおいて、本県の果樹振興がどのような形の中で進んでいくのか、お伺いします。

赤池農業技術課長

果樹試験場は、これまで多くの品種育成をしております。例えば、県単独の事業ですと、桃の夢しずくから始まって、スモモのサマーエンジェル、サマービュート、桜桃の富士あかねというような県独自の品種を育成してきました。それから、共同研究でありますと、醸造用のブドウから生食用の品種まで、果樹試験場では非常に努力してやっております。

こういった新しい品種を開発してきましたものですから、本県の果樹振興にどうこれを生かしていくかということになりますが、開発したものは、種苗法という法律によりまして品種登録をするわけです。そうすると、その品種の育成者が保護されますので、だれでもつukれないということになります。そこで、どのくらい権利が保障されるかというのは、例えば永年作物ですと、30年間保障されます。

そういったようなことから、開発した新しい品種を県内で使わないと意味がございませぬので、これを、苗木の生産をする方々と販売の許諾契約、苗木の生産の許諾契約というのを結びまして、本県内で流通するという条件で許可を与えて、そして、山梨県だけの品種とすることによってブランド化ということにもつながりますし、本県農業の、特に果樹のブドウが先駆けですけど、果樹振興に貢献できることを期待しています。

望月委員

今、具体的な測定方法、ブドウ自体の実を調べるのか、それとも木を調べるのか、どういう状況なんですかね。

赤池農業技術課長

植物の遺伝子を見られるということございまして、苗木の、木の遺伝子を見るということでございます。

望月委員 でき上がった果実じゃないですね、ブドウじゃないんですね。苗を見るということですね。

赤池農業技術課長 遺伝子を見るわけですから、苗でも見られますし、できたブドウの房でも、両方で見えることになります。

望月委員 わかりました。早期にその成果が出るように御努力していただきたい、そして、農家の今後の高収益に結びつくような形になるように、ぜひ期待をしております。よろしく願いいたします。ありがとうございました。

(耕作放棄地・景観保全事業費について)

大沢委員 農村振興課にお尋ねしますが、臨時の緊急雇用として、耕作放棄地・景観保全事業費というのがありますが、先ほどの説明では菜の花。非常にいい着目をしたと思っています。耕作放棄地を耕して、そこへ菜の花を植えて、それからまた油をとるといふ、多分そういうことでの事業だと思うんですが、これを何カ所、県内においてやっていくのか、面積はどのくらいなのか、これを継続していくおつもりがあるかどうか、これ、一遍お聞きしたい。

有賀農村振興課長 今回の緊急雇用対策の中では、当初予算分で約20ヘクタール対象を予定しています。今回お願いしております補正分で約9ヘクタールを予定していますが、そのうち当初予算分で現在14ヘクタールほど対象が終わりまして、そのうちの半分、7ヘクタールについては、新たな担い手が借り受けて活用している。残る半分の7ヘクタールについては、菜の花を植えたりといった形で景観保全をしながら農地の保全をしていただいているという状況でございます。

これにつきましては、今後、いつまでも菜の花というわけにもまいりませんので、これは緊急避難的ですので、そういう場所につきましては、今後は地域の皆さんと話しをして、担い手につくっていただくという形で、引き続き耕作していただくという形が望ましいと考えております。

加藤耕地課長 今、委員からは菜の花をまく場所ということだと思っておりますので、これにつきましては、今、耕地課のほうで、先ほど農村振興課で耕作放棄地解消という中でお話ししましたところで、担い手がすぐに見つからないという場所については、暫定的にでも菜の花を植えて地域の活性化につなげていこうということで、耕地課としては菜の花プロジェクトという名前で今やっています、場所については、今、プロジェクトという名前を使ってやっているのは5カ所で、委員のところでございます旧双葉町でも予定をしております。あとは、山梨市、笛吹市、甲府市、道志村の計5カ所で、今、名前はそういう格好ですけども、やっております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(国庫補助事業に係る事務について)

樋口委員

岡先生が予約されましたけれども、先輩より先にさせていただきます。

今議会の招集告示日に、求めなくても知事みずから全員協議会の場で、私どもにおわびに近い報告がございましたね。国庫補助事業等に係る事務処理、事務費調査等々についてでございました。国庫補助金、補助事業については、国土交通省と農林水産省ということであります。ほかの所管はともかくとしまして、その日も、あるいはその後もマスコミ等でも若干掲載がされておりましたから、やはりこの際お聞きすべきかなと思っております。

対象年度が5年間にわたっての国からの調査の結果で、事前に2,700万円ということでありますけれども、そのことについての考え方、あるいは内容について、そして、今後についてお聞きしたいと思います。

杉山農政総務課長

ただいま樋口委員のほうから会計検査の結果についてということで、今後の考え方を御質問いただきました。

会計検査につきましては、実地検査が本年の2月に実施されまして、現在、会計検査院のほうでその結果を取りまとめ、精査中でありまして、検査結果の報告につきましては11月の初旬ということ聞いておりますが、国会に報告した後に公表されるということになっております。このため、まことに申しわけございませんが、会計検査院の指示で、詳細な内容については、ここでの公表を差し控えさせていただきたいと思っております。

ただ、今回の会計検査院の検査を受けたことによりまして、会計検査院がどういふものを不適正な支出と判断したかということがわかりましたので、それを受けまして、県としましては、会計検査院の検査方法に準じて県の独自の調査を実施することといたしました。この独自の調査につきましては、国庫補助事業に係る事務費のうちの需用費、消耗品、印刷製本費、それから賃金、旅費を対象といたしまして、ただいま樋口委員から話がありました会計検査は、平成15年から19年という5年間でしたが、県では15年から20年度までという6年間で、会計検査は本庁と、それから、出先については、富士・東部を除いた3農務事務所でしたが、国庫補助事業に係る支出をしているすべての農政部関係の所属を対象に調査しています。

調査の着眼点につきましては、先ほど言いましたように、会計検査院の検査方法に準ずるということで、例えば需用費につきましては、消耗品費とか印刷製本費ですが、それにつきましては、翌年度納入とか前年度納入がないかどうか、それから、補助対象にならないような用途に需用費を使っていないか、賃金につきましては、臨時職員の賃金ということになります。会計検査院は、厳密に補助事業の決められた用途で、雇用した臨時職員に賃金を支出しなければならないということで検査をしておりますが、国庫補助事業を行っていないような部署で雇った臨時職員に国庫補助の賃金が支出されていないかどうかというふうなことを着眼点とする。それから、旅費につきましては、国庫補助事業等とは直接関係のない業務での出張に支出が行われていないかどうかというふうなことを着眼点として検査をしております。

検査は9月の中旬の9月15日から10月いっぱいということで、現在実施しております。

今後ということですが、平成19年度に会計検査院が12道府県の検査をしまして、いずれも12道府県で国庫補助事業に関係しないようなものに

国庫補助金が支出されていたという指摘がありました。先行して、会計検査を受けた県の状況なども確認をしながら、国庫補助事業の執行については、国庫補助事業に直接必要なもの以外には支出しないということで、それ以外については、県の単独事業費で支出するというのを、昨年度の中ば過ぎぐらいから徹底したり、それから、支出が年度またぎをしないよう、事務処理をなるべく早くするといったことを徹底しているところであります。

樋口委員

今、そういう調査をされている、あるいはもうほぼされ終わったのか、わかりませんが、詳細については11月に入ってから、国のほうの国会への報告が終わってからということでありまして、2,700万円という数字は初めから公表されているわけでありまして、この農政部の関係が幾らかということとは、今、出せるのでしょうか。

杉山農政総務課長

2,700万円という数字も正式に公表された数字ではありませんで、会計検査院としてはまだ、先ほども言いましたように、精査の段階ですので、はっきり固まった数字というものではありません。

樋口委員

どの新聞にも、知事の言葉にもあったような気がするんですが、そういうことであれば時を待ちたいと思いますが、先ほど課長がおっしゃられたように、去年の10月、12道府県の調査のときのファイルを見ますと、知事が、我が県にもあるかもしれないから調査しようと言っているけど、しなかったということになりますよね。今回、報道があったからそういうことを公表されたのかわかりませんが、折悪く千葉県では30億円の不正処理があったと。不正です、これは。あったということで、その後、金額や内容が違っても、やはり去年の10月に、ほかのところであるんだよ、きっと山梨もあるだろう、あるかもしれないから調べようというときにやっていたら、もっと早く、みずからあるよということを言えたと思うんですけど、その辺については、課長なんかはこの4月からであります、違うところにおいても、それは行政の常でありますから、それについてどのようにお考えですか。

杉山農政総務課長

昨年度、議員の間からもそんな話があったということは承知しておりますが、県といたしましては、会計検査院の検討の結果を踏まえて、先行した12道府県の結果を踏まえて、当面各所属で自己点検をしてもらうということで指示が出ておりました。

今回、先ほども言いましたように、会計検査院の検査をことしの2月に受けまして、会計検査院とすればこういうものが不適正な支出だということ、不適正な支出の対応が判明してきましたので、会計検査院の検査方法に準じて、今回、会計検査院の検査よりも年度も広げたり、それから、検査場所も広げた形で独自の検査をするということにしたところであります。

樋口委員

ちょっと言いわけのように聞こえます。横内県政の1つの売りはスピード、そして情報公開だと思います。この委員会でそれを言うのもおかしいかもしれませんが、総務委員会とか、あるいは本会議の中で言うべき問題かもしれませんが、ぜひそのところをまた今回のことで究明していただきたいなと思います。

それで、事務処理について、さっき不正と言いましたが、これは不適正な処理だということでありまして、内容もお聞きしています。事業は別だけれども、同じ買ったペーパー、印刷するのに、事業別にするのか、事業費ごとにするのか、それはちょっと難しいだろうという話とか、いろいろ聞いておりますけれども、

ども、やはり、今、使い勝手の悪い国庫補助金、使い道を1つのところに決めなさいとか、年度内に使い切らないと返さなきゃならないとか、そういう使い勝手の悪さがあるんですけども、法律や規則で決まっている以上、これは遵守しなきゃいけないでしょうし、国民、県民の皆さんは、やっぱり、「ああ、まだやっているんだな、まだ直らないのか」と。

去年ですか、福祉保健部、病院の起債のミスとか国民健康保険の交付金を市町村に過払いしちゃって回収したとか、いろいろな事務処理ミス、教育委員会のミスも、退職金の問題もありました。

それで、たしか、その事務処理ミスをなくそうという、委員会ですか、プロジェクトチームをつくって全庁的にやったと思うんです。そういったものが、去年の10月に、ほかの12道府県であるんだというときに機能しないと、つくった意味がないような気がします。

ですから、農政部の皆さんにも、しょうがないじゃなくて、補助金から一括交付金に改まればまたちょっと違うと思いますけれども、そういったところについてどういうふうにお考えか、お伺いします。

杉山農政総務課長 確かに委員の言われるように補助金が細分化されていて使い勝手が悪いというふうな事情もありますが、それは言いわけになるようなことじゃなくて、やはり交付金というものは、法律とか規則などに基づいて厳正に執行するということが一番のことではないかと思えます。

今回の不適正な支出が行われた原因としては、国庫補助の事務費については当該年度に国庫補助事業の執行に当たって直接必要な経費に充てるんだという認識が不十分だったこと、それから、適正な会計処理に関する認識が不十分だったということが原因ではないかということでも十分反省して、今後そういうことのないように努めていきたいと思っております。

樋口委員 最後に、今回のことについて次回に生かしていただけるような発言がありました。ぜひそうしていただきたいと思えますし、ほかの担当所管が委員会の中でどういう話がされたかわかりませんが、やはり全国的にこういう問題があって、スピーディーに解決をしようとしているところ、あるいはみずから既に解決したところもあるわけでありますから、ぜひ山梨県政もそういう先進県になるべく各部署が努力をしていただきたいと思えます。

(耕作放棄地について)

岡委員 先ほども言いましたように、47都道府県の中で2番目に悪い結果が出ているということでありました。この間、ちょっと調べさせていただいたわけですが、農林業センサスでは、1985年、20年前から二十何年かな、2005年までの分がこれに出てきているわけであります。つまり、1985年の段階で1,400ヘクタール余、2005年で3,250ヘクタール余。言うならば倍以上にふえているわけですね。そういう点で、先ほど「担い手が育つ農政を」という言い方をしながらも、現実問題としてはこういうふうな状況になっているわけであります。これらをどう解決していくのかということについて、お考えをまずお聞きしようと思えます。

有賀農村振興課長 耕作放棄地につきましては、ただいまお話のございましたように、この20年間で1,400ヘクタールから3,200ヘクタールまで、農林業センサスの結果では増加しています。これにつきましては、やまなし農業ルネサンス大綱の中で、平成28年の耕作放棄地率を6.2%まで下げるというふうに計画してございます。

なお、昨年度策定しました山梨県耕作放棄地再生活用指針につきまして、これは24年までに達成するというようなことで、今やっているところでございます。

なお、耕作放棄地の解消のポイントとしては幾つかありまして、農地の引き受け手の確保であるとか、あるいは周辺の整備であるとか、あるいは栽培作物を何にするかとか、こういった幾つかの課題を今後解決しながら進めてまいりたいと考えております。

岡委員

将来的な目標、平成24年だとか、あるいは平成28年だとかというふうな形の見通しを立てて、それに向かって努力されることは、それはそれでいいと思うわけですね。しかし、実際問題として農家戸数は減っているわけですよ。あるいは担い手が減っているわけですよ。そういう中で、どうしてその目標を達成できるのかという点について、もう一度お聞きしてみます。

有賀農村振興課長

先ほど耕作放棄地の解消のポイントといたしまして、当然耕作放棄地を解消しました後、それを引き受ける担い手が必要ということになりますので、それにつきまして、新たな担い手の確保としまして、都市住民等の活用によります担い手の確保、あるいは企業の参入、そういった形で耕作放棄地を引き受ける担い手を確保してまいりたいと思っております。

岡委員

後ほどまた企業についてはちょっと話しますけれども、都市住民、あるいはUターンの人たちも割合にふえているんですよ。だけれども、実際問題として、耕作面積も非常に減ってきているわけですね。そういうふうなところで都市住民も、と言われても、なかなか見えないんですよ。そういう点で、私はそれなりに努力をされていると思うんですが、どういうふうな形でそういう方々に呼びかけをしているんでしょうか。

有賀農村振興課長

まず、都市住民の担い手の農業参入につきましては、今年度の6月補正で御承認いただきまして、農業協力隊推進事業というのをやっています。これにつきましては、今年度約20名を、農業協力隊員、都市に住んでおられる方を、当面農業に参入するまでの間、当然、技術の習得であるとか、地域になじまなきゃいかんとか、そういった問題がございますので、それを1年から3年間、山梨県に住んでいただいて、農業生産法人であるとかJAの皆さんに農業技術を指導していただいて、その上で本県に永住して農業をしていただくというふうな取り組みを進めています。

(企業の農業への参入について)

岡委員

二地域居住というふうな形のものもあるはずなんです。あと一つ、先ほどもしも言いました企業の参入ということなんですが、今からまだ商工もありますから、その中でも若干聞こうと思っているんですが、他県においては、建設業を中心といたしまして農業への参入が盛んだというふうなことも若干聞いているわけでありまして、マスコミ等の報道もあるわけでありまして、本県においてはどの程度に企業が参入なされているのか、いかがでございましょうか。

赤池農業技術課長

企業の参入の件でございまして、農業の担い手が非常に少ないという中で、非常に幅広く、多くの担い手を育成しようという1つの側面として、企業にも農業に参入していただくということで我々は進めているところでございます。ことしから農業技術課の中に専任の企業担当を設けまして進めているところでございます。

今、成果を申し上げますと、ことしに入って農業に参入した法人は8件ございます。個々の名前はちょっと申し上げられませんが、一応今のところ、この半年の間に8件を達成したところでございます。まだあと半年ありますので、さらに意欲的に企業に参入していただけるよう進めていきたいと思っています。

岡委員 努力をされていることについては評価をいたしたいと思いますが、その8件でどのくらいの面積を確保して、企業が耕作しているのでしょうか。

赤池農業技術課長 8件それぞれ面積が違いまして、大きいところでは1ヘクタールとか、あるいはそれに満たないというようなところもございますけれども、農業技術もないところがございますので、手始めに少ない面積からやっていこうというところがございます。今、一番大きいところが1.2ヘクタール弱というところですね。

岡委員 わかりました。やり始めたばかりですから、それほど大きな期待をすることは無理かと思っておりますので、いずれにいたしましても、私は、やはり、縦割り行政とよく言われますけれども、できるだけ、商工業等々とも手を組みながら、プロジェクトを組みながら、ひとつ積極的な対応をしていっていただきたい。ワーストツウをいかに下げるのかということについて、ぜひ積極的に取り組んでいっていただきたいということを要望して終わります。

(耕作放棄地の管理について)

大沢委員 この耕作放棄地の問題は、毎回議会の中で出ているんですね。これを掘り下げていけば大変難しくなっちゃった。昔から、百姓は生かさず殺さずの政策が今も続いていると思うし、それから、減反政策のほうにも影響してくるので、これはまた、いつかの機会に話をしなきゃならないと思いますが、ひとつ観点を改めて、山つきにある耕作放棄地は、そのままこれが、イノシシだとか、そういうふうな鳥獣害のすみかになっているんですね。だから、これは何とかしなきゃならないのと同時に、人家の近く、例えば先ほど言いました菜の花は公園の近くですから、そういうふうな人家の近くでも、耕作放棄地、いわゆる草ぼうぼうのところがあるわけなので、これは非常に危険ですね。鳥獣のすみかとなると同時に、たばこでも捨てられると火災の危険性があるんですね。そういうところは、かなりそれぞれのところから話を行っていると思うんですが、せめて草を刈ってほしいと。地域の人たちもそういう要望をしている。草くらい刈ってくれよということですけども、依然そのままの状態が続いているので、そういう、草を刈る条例、草を刈らせることということも1つの観点として必要だろうと思うんですが、それについてはいかがでしょうか。

有賀農村振興課長 人家の近くの耕作放棄地の草刈りという話でございますけれども、農業経営基盤強化法の中に遊休農地の農業上の利用の増進に関する措置ということがございまして、この中では農業委員会がそうした遊休農地の解消に向けて所有者を指導しなさいということになってございます。

また、県内では8市町村が、空き地に草がある場合、草刈りをしなさいというような条例をつくってございます。それぞれそういった努力はしておるわけなんですけど、財産権の問題等もあって、なかなかそこは行政も対応に苦慮しているというのが実情だと考えております。

地域の中で話し合いをされて、だれかに草を刈っていただくということが、一番、解決に向けては早いような気がいたします。草刈りをしましても一時的

なことで、年に2回3回草を刈らなきゃなりませんので、やっぱりだれかに農地を使っていただくということが、将来にわたって、防災上の観点とか景観上の観点とかといたしましても一番よいことですので、農地を貸してもいいというようなお話があれば、また、県、あるいは農業委員会といった、農地を扱っている機関に、新たな担い手に使っていただけるように勧めていただければと思います。

大沢委員

確かにそりゃそうです。だれかがつくれば耕作放棄地じゃなくなるんですが、つくり手もないから耕作放棄地になってしまう。だから、例えば条例とかを設けて、本当は罰則まで設ければよいのだが、そういうふうなものできないかどうか。いわゆる人家の近くに限り、例えばこのくらいの距離の中におけるそういうところの草は刈らなきゃいけないよ、というふうな条例をつくることはできないでしょうかね。

有賀農村振興課長

そこは、先ほど申しましたように財産権の問題があって、指導的レベルというところまでが行政の対応として精いっぱい状況かと思えます。

(鳥獣害対策について)

大沢委員

では、耕作放棄地はまた後ほどにして、鳥獣害とあって、最近、イノシシやシカやクマや、そういうふうなことが出るんですが、田舎ばかりでなくて都会でも今問題になっているのは、カラス。これがまた最近は特に非常に困っているというふうなことが出てきました。

私のところでは、商工会が中心になって、昔の桑畑のところを利用して、桑の実ジャムだとか、そういうふうなものをやっております。ところが、周辺の農家から苦情が来ちゃったんですね。カラスが集まってきて、周りで種をまいたらみんなやられてしまうと。ぜひあれをやめてくれというんですよね。ところが、桑の実のほうは好評なんですよね。非常においしいし、みんなが一生懸命やっているんですが、周りの農家からすればカラスの被害で困ってしまうということで、この辺のことというのはどうしたものだろうと思うんですが、ぜひ鳥獣害の中にイノシシやシカやクマと同時にカラスも入れていただいて、何かその辺りの方策、昔で言えばスズメを網でやったような、何かやらなきゃということですが、カラスは利口者だからなかなかそれにかからないというようなことなんです。カラスの害についてはどんな対策が必要なのか、ちょっとお聞きしたいです。

赤池農業技術課長

今、カラスは全国的にふえてきたりして、非常に問題になっております。カラスは頭がいいものですから、なかなか一概に特効薬があるわけではございませんが、今先生がおっしゃいましたように、昔からいろんなやり方があるわけです。具体的に言いますと、防鳥ネットを張ったり、テグスを張って、カラスの羽根が触れると嫌がるというふうなことでしたり、あるいは、トウモロコシはまくとすぐ食べられてしまうというようなことがありますから、まくときには深植えにするとか、さらに、忌避剤とあって、種にカラスの嫌なにおいをつけたり、それから、追い払いでかかしとかCDをぴかぴかさしたり、いろいろそういうことがありますけれども、一朝一夕にいかないで困っているところで

我々とすれば、最終的には銃で捕獲、あるいはおりで捕獲するというような、総合的な対策が必要だろうということですが、あれは空を飛ぶものですから、地域の皆さん全体がカラスにえさを与えないというような施策を講じていく必要があるかと思えます。

浅川委員

質問は短く端的にしますので、3つほど角度を変えてお願いしたいと思います。

獣害対策ですが、私のほうの北杜市でもいっぱい出ています。実情と、もし対策がありましたら。特にイノシシ、シカ、猿。私のほうは、カラスは、余り実情はないわけでありましたが、それについての実態がわかりましたら教えていただきたいのと、対策がありましたら教えていただきたいと思います。

赤池農業技術課長

獣のほうの獣害の話でございますけども、イノシシ、猿、シカというところが非常に大きいわけございまして、トン数で言いますと、猿が347トンの被害がありまして、これが42%を占めております。次がイノシシで241トンで30%ほどを占めておりますが、この両方を足して70%ぐらいになりますので、あとはシカなどの獣害とか鳥になります。

そこで、対策でございますけれども、これまで補助事業等によりまして電気さく等を設置しております。これは既に、トータルの総延長で言いますと860キロ余の電気さくを設置しております。これは、山梨県の地図で見ますと、その距離は山梨県をぐるっと囲んだら3周するぐらいの距離を設置しております。これを、地域でただ設置しただけじゃなくて、みんなで管理して、電気が漏電しないようにするとか、みんなで協力してやらなきゃならないということにもなるのであります。

それから、さらに猿で言いますと、モンキードッグで追い払いをするという手法もありますが、モンキードッグも現在30頭に近づくような数字が上がってきております。

ハード事業では、補助事業として、国補事業、県単事業がありますから、そういったものでまず電気柵をつくるとかです。

今度はソフトの事業として、県としましては、鳥獣害防止の指導員を設置してございます。これは19年、20年度で指導員を各所に設置してございまして、トータルで県下に147名が指導員の認定を受けており、これは知事が認定するわけですが、それは、市町村の職員でもよろしいですし、あるいは県の職員でも、あるいはJAの職員でも、農協の職員でも、というようなことで、そういった方々が147名おります。この方々がお手伝いをするということございまして、防除計画のアドバイスをしたり、あるいは実際の防除のお手伝いしたりするようなことになっております。

さらに、昭和町を除く27市町村に協議会がつくってございまして、まずそこで、皆さんで話し合いや、相談していただいた上で対策を講じるということが妥当かと思えます。

浅川委員

鳥獣害のほうは、これからも予算もたっぷりつけていただいて、ここに猟友会の会長さんも見えていますので、積極的にやっていたらかなければ、もう間もなく収穫の秋で、かなりいろいろな被害が出ていて、農政だけでなく林務のほうもあるわけでありまして、航空学園の向こう側の釜無川にもシカが出たなんていう話も聞いている状況でありますので、対策を積極的に進めていただきたい、これは要望でございます。

(農商工の連携について)

(浅川委員)

それから、実は春からお願いをしていた「あけの金時」、農政部のほうには多大な御協力をいただきまして、いよいよ収穫が始まりました。8日にはさつまいも祭りということでデビューするわけでありまして、想像以上の収穫ということでもあります。やはりこの部分についてブランド化するには、先ほど岡先

生が言われたように、農商工が連携をとって、本当にブランド化するにはそこまで行かなければいけないと思っておりますし、畜産課長さんがいるわけですが、たまたまそこでサツマイモのつるが出るということで、この辺も畜産課のほうで飼料化あるいは肥料化も含めてちょっと研究もしていただきたいと思えます。

それで、農商工の連携についての所見というか、取り組みについてお答えを願いたいと思えます。よろしくお願ひします。

樋川果樹食品流通課長 農商工連携ということでございますけれども、これにつきましては、平成20年に、農商工等連携促進法という法律が出まして、そういったことを国策としても進めていこうということで進めておるところでございます。

農政部といたしましても、商工労働部、観光部と連携しまして、いろんな事例をやっていききたいと考えておりますが、これにすぐに乗っていくというのは非常に難しいと思えます。それに乗る前に、地域で、例えばある商品を開発していきたいという場合には、現在アグリビジネスモデル確立支援事業というのがございまして、そんな、地域の取り組みで、それを商品化していくための幾つかの補助というものも今現在事業で動いていますので、そんなものを活用していただきながら進めていったらいかかなと考えております。

(果樹における環境保全型農業について)

浅川委員

来たらどうかじゃなくて、ぜひ積極的に支援をしていただきたいと思えます。

最後に、先ほど、果樹王国、果樹王国と、私どものほうは余り果樹王国でもないわけですが、安心・安全という中で、果樹に対して、有機栽培というんですか、こういった取り組みがされているかどうかをお聞きしたいと思えます。

赤池農業技術課長

昨今、農薬の問題から始まって、非常に安心・安全の問題が叫ばれております。山梨県も計画をつくって進めているところでございます。特に農家の方に、エコファーマー、エコの農業を進めるということで推進しておりまして、7,000人も認定しております。この7,000有余人ですけれども、これは全国で1位の認定の数字になっておりまして、その数字を見ただけでも山梨県がいかに環境対策に農業の面で力を入れているかということが推察できると思えます。そんなようなエコファーマーというようなことをやっているということをお承知願ひたいと思えます。

浅川委員

エコファーマーは多分野菜も含めてだと思ふんですけど、私は今、果樹について限定してお聞きしたかったものですから、その辺の取り組みがありましたら教えてください。

赤池農業技術課長

エコファーマーの話は全体の話でございます。果樹の取り組みとすると、環境保全型農業ということで、化学肥料を50%、化学農薬を50%低減しようという中で、果樹については、果樹では30%低減しようというのをつくって進めているところでございます。

全体の中で進めているわけございまして、環境保全という意味では、果樹であろうと野菜であろうと分け隔てなくするということでございます。

(農地集積加速化基金事業について)

安本委員

1点だけお伺ひします。

ことしの6月だったと思ひますけれども、農地法が大きく改正されました。

農地が減少しているのを食いとめたり、農地の確保という観点と、それから、農地を所有から利用へという観点だと思います。

所有から利用へということの中で、具体的な事業として、国は、本年度、補正予算で、農地集積加速化基金事業について、予算をつけて推進しようとしていたと思いますけれども、直接県とは関連のない事業かもしれませんが、結果としては県の農政のほうにも非常に影響がある事業じゃないかなと思っておりまして、まず、この農地集積加速化事業の内容についてお伺いしたいと思います。

有賀農村振興課長 農地集積加速化事業につきましては、これまで幾つか農地集積を行うための事業を行ってまいりましたが、今回のこの加速化事業につきましては、農地を集積するに際して、出し手側の所有者に対して、最大で10アール当たり7万5,000円を支援するという事業でございます。

なお、単に集積するだけではありませんで、1ヘクタールまとまって集積するということに対しまして、出し手の農家に支援するという制度でございます。

安本委員 今、非常に話題になっておりますけれども、政府が、政権が変わりまして、補正予算の見直し、無駄な、効果の少ない事業の凍結ということで、先週末にはその具体的な事業名が出ていたと思っておりますけれども、きのうも一兩日中ということで、最新のニュースですと、2兆5,000億円ぐらいの予算が凍結をされるとマスコミ報道されております。

その中で、農水省関係で、今御説明をいただきました農地集積加速化事業というのが凍結をされるということで報道されておりますけれども、9月7日の新聞報道によりますと、農水省の事務次官が、この事業については8月下旬に支援協議会へ基金の全額が支出済みになっていると、今後、個別農家への支給に向けた作業に入る段取りとなっていたけれども、この農家への交付金支給手続を見合わせるように指示したということが報道されておりました。

私は山梨県内でも準備がされていたのではないかと考えておりますけれども、県内のこの事業実施に向けてどの辺まで進んでいたのか、お伺いしたいと思います。

有賀農村振興課長 農地集積加速化事業につきましては、5月に国のほうで予算成立した後、6月と7月に市町村あるいは市町村の農業委員会を集めて説明会をいたしまして、農家への周知につきましてお願いをしております。

その結果として、現在、県のほうに来ている要望というんですか、検討、導入したい地区ということで、峡北と富士・東部の地域でございますけれども、合わせて5地区からそういった事業を導入したいというような要望が来ております。

安本委員 この事業については、全国の状況、テレビ報道だけからなんですけれども、先ほどから耕作放棄地の問題も出ておりますけれども、小規模経営、また、高齢化していてなかなかつくれないところを集約ができるということで、非常に貸し手側からも、それから、法人としてやる側からも面的な集積が図れるわけですので、期待をされていたという報道がされておりました。

山梨県でも5カ所が予定されていたということだと思っておりますけれども、県としてはこの事業にどういう期待をされていたのか、また、これがもし仮に凍結になったときは、県としてはどう考えられるか、思われるのか、ぜひ農政部長のほうからお答えをお願いできればと思います。

笹本農政部長

政権が変わりまして、いろいろな政策が動いているというふうなことです。私どもが実際聞いていますのは、新聞報道レベルの話でして、具体的にどれが凍結されて県の分がどうなるかというのは、実ははっきり承知しておりません。新聞報道によりますと、3,000億円、先ほどの加速の分は全面的に凍結するというごさいます。実態で、今話もございましたように、5地区の話もございましたので、今後、私どもとすれば、推移を見守っていくしかないと考えております。

それから、耕作放棄地対策とか農地の貸し借り対策については従前からさまざまな施策もごさいます。減反のこともごさいますので、その辺を有効活用して一生懸命やっていきたいと思っております。

安本委員

私も、その5カ所がどこで、その方たちがどういう方で、話も聞いておりませんので、自分としての思いもなかなか言えないんですけども、ここまで県としても事業を進められていた、県内でも事業が進んでいたということは確認をさせていただいて、質問を終わります。

主な質疑等 商工労働部・労働委員会関係

※第104号 平成21年山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政商工観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政商工観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政商工観光委員会関係のもの

質疑

(中小企業事業化サポート事業費について)

望月委員

商3ページ、中小企業事業化サポート事業費の550万円ですが、この補正は、当初予算が約700万だったんですね。半年くらいでまた補正ということで、この支援事業というのはかなり成果が上がっているんじゃないかと感じるわけであります。今、大変厳しい経済状況の中で、企業はいろいろな分野の中で新しい製品をつくって、そして、この不況を何とか乗り切ろうという形の中の努力をされている。こういう状況の中におきまして、このサポート事業というの大きな成果を上げているということをお聞きいたしております。

そんな中で、この事業化サポート事業の実績、それから、その評価、これらがどのようになっているのか、お尋ねいたします。

尾崎産業支援課長

中小企業事業化サポート事業の実績と評価についての御質問でございましたが、昨年12月からこれまでに50を超える企業に対して支援を開始しております。具体的には、事業計画のブラッシュアップ、新しい販路の紹介、それから、国の競争的資金を獲得するために農商工連携等の連携体を構築する、それから、国や県へのつなぎをするというような支援を行ってまいりました。

これまで支援を行ってきた中から売り上げを大きく伸ばした企業も出てきておりますし、また、国の農商工連携の認定申請に向けた動きを始めた企業もございます。また、経営革新計画の承認を受け、展示会への出展を行った企業もございます。

こうした評価についてでございますが、昨年12月に補正で審議いただき、これまで着実な成果が上がってきていると評価をしています。

望月委員

ことしの8月5日だったのでしょうか、元気な山梨をつくるセミナーを、県とやまなし産業支援機構の協働でなさったのでしょうか。そして、130人ぐらいの事業主の方々が集まって、かなりの成果を出したということですけども、これもその事業の中の一環だったのでしょうか。そのときどんな状況だったか、ちょっと教えてもらいたいんですが。

尾崎産業支援課長

中小企業事業化サポートセミナーに関しては、中小企業事業化サポート事業から事例が出た、成果を出した企業、また、この事業から国の競争的資金を目指して成果を上げ始めた企業、それらのノウハウを共有するという趣旨でセミナーを開催させていただきました。企業者の方からは、それぞれ新しい取り組みをしている他の企業の成果、それからノウハウを共有できて有意義であったというような評価をいただいております。

望月委員

こういった新しい事業、それから、的確に物をつくっても、販路というんでしょうか、販売がなかなかうまくいかないと、物づくりの意欲さえもなくなっていっているのが現状だと聞いているんですけども。やはりきちっとしたものをつくるんだだけでも、個々の企業においては、それを販売の段階まで持っていくのはなかなか難しいということも言われております。

そんな中で、こういった事業の中で、例えばネット販売の手助けをする、しかも、今から国内だけではなくて、中国とか東南アジア。英語、中国語といったものでネットができるような形の中でやると販路がさらに拡大するんじゃないかなと、こんなふうにも思うところであります。

それから、県でやっている緊急雇用対策というのは期間が短いんですよね。そして、人数は1,850人というようなことを本会議で言うておられましたけれども、やはり、本来は、企業をきちんと立ち上げて、そこで、小さい企業は小さい企業なりの雇用だと思いますけれども、それがたくさん出てくる。先ほどの話の中では、50件ほどの企業がいろいろとこの事業で恩恵を受けていると、こんなことも聞きましたけれども、そういう中で雇用の促進にも結びつくわけですから、さらにこれを充実させてもらいたい、こんな思いであります。

その評価をいろいろ踏まえた中で、今後、どのような事業を展開していくのかについてお聞きしたいと思います。

尾崎産業支援課長 先生の御指摘がございましたネット販売などの支援に関しましては、この事業費の中で、中小企業市場開拓支援事業費補助金という補助を設けております。この中で、プロジェクトマネジャーが認めた場合は市場調査等を実施するという事業内容でございまして、これまでホームページの作成支援などにも取り組んでまいりました。

また、事業化サポート事業、県が直に認定しているわけではございませんけれども、地域資源を生かした国の事業を活用したもの、それから、事業化サポート事業の中から農商工連携の取り組みなども出てきていますが、これらの企業に関しましては、ふるさと雇用の基金を活用いたしまして、積極的に雇用の活用にも御協力いただいているところでございます。そうしたところも引き続き実施してまいりたいと思っております。

厳しい経済状況の中で、企業のこうした新しい取り組みへの補助の需要が高いことから、今回、9月補正に引き続きの事業をお願いしてございますので、商工労働部といたしましても積極的に支援してまいりたいと思っております。

望月委員 この中で、プロジェクトマネジャー、専門家チームを派遣というふうに書いてあるんですけれども、具体的にはどんなような形の中で実施されているんですか。

尾崎産業支援課長 プロジェクトマネジャーでございまして、計6名の専門家チームとなっております。それぞれ得意とする分野があることから、各企業のニーズに応じて、それに合ったプロジェクトマネジャーを派遣しています。

望月委員 成果も出ているという中で、ますます零細企業の方なんかには、この事業はありがたく、そして、有効に使うということができると、かなり皆さん助かるんじゃないかなと思います。そんな面からしまして、ますますこれを活発に事業化して、そして、拡大をしていってもらいたいと思っております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第106号 平成21年度山梨県商工業振興資金特別会計補正予算

質疑

大沢委員

10月1日に東京商工リサーチ甲府支店が、県内の上半期の企業の倒産整理状況というものを発表いたしました。倒産件数が36件ということで、今年の今の時期が63件ということで、43%減ったということのようです。これは、県が金融支援をした効果があらわれているんじゃないかと思われまじけれども、県ではこうした状況に呼応するために、今後の中小企業者の資金需要にこたえるため、商工業振興資金の融資枠の拡大を行うという説明がされておりますが、50億円の増額をして、合計で250億円という予算計上をしたと思われまじけれども、どのような考えで50億円を増額した融資枠にしたのか、伺いたいと思います。

岩波商業振興金融課長 商工業振興資金の本年度の融資実績、今、提案の説明の中で概括的には触れましたけれども、もう少し詳細にお話ししますと、4月が21億円、5月が19億円、6月が24億円、7月が20億円、続いて8月が15億円というふうな形で、5カ月平均、月平均で20億円、合計で100億円余りが融資をされたところであります。

これは、昨年12月から昨年度末の3月までの融資額、月平均67億円という数字に比べますと大きく減少しております。そういう意味では資金需要は落ちつきを見せております。

したがって、当面は当初予算で御承認をいただきました予算額で、経営者の皆さんの必要とする資金というのは対応できる見込みでございますけれども、各種の調査によりますと、景気は依然として下振れするリスクをはらんでいるということでございますので、今後、年末に向けて、昨年のような急激な資金需要が発生した場合でも必要な融資を行うことができる枠を積算いたしまして250億円と見込んだものでして、現行当初予算枠との差額50億円を増額補正させていただいたということでございます。

大沢委員

知事は所信表明において、融資枠の拡大とあわせて不況業種対策融資などの融資限度額を現行の1企業当たり4,000万円から5,000万円に引き上げるとことを示しておりましたけれども、特に中小企業にとりましては、こうした非常に不況の中で経済環境が依然不透明であります。その中で、限度額の引き上げということは非常に喜ばしいことだと思いますけれども、特にどのような産業に対して、より大きな効果を発揮するものと考えているのか、伺いたいと思います。

岩波商業振興金融課長 日銀の短観等の調査でも発表されておりますように、景気動向というのは底打ちまたは持ち直しというふうなことが言われておりますが、依然として民間設備投資につきましてはそういったことがなく、底打ちや反転の兆しが見られないというふうなことが報道され、大変厳しい状況にあるということを承知しております。

こうした中で、県内中小企業につきましても、やはりそういった民間設備投資を支える生産用機械器具製造業というところでは、資金繰り手当てのため、今後、より多くの融資を求める企業も少なくないと思われまじ。

今回の不況業種対策融資などの限度額の引き上げということにつきましては、特定の業種を定めて、そこにターゲットを絞るというふうなことではございませんけれども、本県の主力の産業であり、かつ、景気回復がおくれている

と言われておりますこのような生産用の機械や器具を製造しております、いわゆる川上型の産業に対しては、今回の措置というのが大きな効果を及ぼすものではないかと考えております。

大沢委員

今の答弁の中で不況業種対策融資ということが出ておりますが、これは普通の民間の金融機関の固有の融資に比べて金利も安くて、それから、返還期間も10年というふうな非常に長期にわたることなどから大変有利な制度であると思うんですが、もっと限度額を引き上げてほしいというふうな声に基づいて引き上げたと解釈するんですけども、融資限度額を5,000万円まで上げたというのはどういう理由からなんでしょうか、伺いたいと思います。

岩波商業振興金融課長 不況業種対策融資は、国の緊急保証を活用した制度融資でありますので、融資限度額につきましても緊急保証制度と連動して設定しているということでございます。

現行の限度額4,000万円という数字につきましては、この緊急保証の無担保保証枠が8,000万円でありますので、その2分の1を担当する、持つということで、2分の1に相当する金額4,000万円ということで設定しておりましたけれども、これは、県の制度融資と民間金融機関固有の、いわゆるプロパー融資が無担保保証枠8,000万円の中で適切に役割分担を果たすことによって、中小企業の金融の円滑化を図るという考え方で設定したものであります。

こういうことで制度を運用してきたわけなんですけれども、本年4月から緊急保証の仕組みが国のほうから見直されまして、8,000万円の枠を超えた場合でも一定の場合には無担保保証が認められる、さらにそれより大きい金額についても無担保保証を認めてよいということになりまして、その枠を超えたところで本県がどういう状況にあるかということを見ますと、8,000万円を超えた保証承諾額の平均額が約1億円という数字になります。

こうしたことから、従前の無担保保証の枠を民間と半々で持つという考え方を引き続き踏襲するというので、民間との役割分担を果たしていきたいと考えております。

したがって、この1億円の2分の1に当たります5,000万円を引き上げ後の不況業種対策融資等の限度額ということで設定をしたものであります。

討論

なし

採決

全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(建設業に対する支援について)

岡委員

先ほど大沢委員も10月1日の結果を質問したわけでありまして、きょうの新聞に市川工業が自己破産へというふうなことで、倒産が相次いでいるわけでありまして。

先ほどお話しいたしましたように、43件減ということでありましたけれども、しかし、その中で企業の別からするならば、建設業が割合、多いわけであ

ります。同期の分ではことしも11件という形で出ているようでありまして、そういう点ではまだまだこれから年末あるいは年度末へ向けて、今、先ほど500万円ほどふやしたわけでありまして、それにもかかわらず、倒産が相次いでいくんじゃないかと。

つまり、国の政権が交代する過程の中で、いよいよ凍結というふうな部分が出てきますから、公共事業も非常に少なくなってくると、私は感じているわけでありまして。その中で、建設業に対する手当等について、担当するところではどういう指導をされていくのか、ちょっとお聞きしておきたいと思っております。

岩波商業振興金融課長 金融支援につきましては、先ほども枠アップのところでは特定のところにターゲットを絞ってというふうなことを前提にした制度改正ではないというお話も申し上げました。そういったことで、制度融資の関係からいうと、建設業に何らかのかさ上げをすとか、そういうことは考えておりませんが、我々のところには金融相談窓口というところがありまして、そこで御相談いただければ、金融機関との交渉とか、そもそも会社経営でどういったところに問題点があるのかというふうなことについて、専門の相談員がおりますので、そういったことについてもサービスを行っております。そんなところの成果が出されればと思っております。

岡委員 資金的な支援をするということについては、手厚い支援をしていきたいというふうなことは、知事を初め、それなりの発言を供する過程の中では一定部分では効果をあらわしている。先ほどちょっと話がありましたけれども、そういうふうにも感じるところがある。しかし、実際問題として、仕事がなければ会社はやっていくことはできないですね。言うならば、凍結されて、公共事業が少なくなっていけば、民間のこの冷え込みの中では、どんどんどんどん家を建てるか、あるいは、というふうなことはないわけでありまして、そういう点では、私は、建設業、土木、建設にかかわる会社は非常に大変だと思うわけですし、そういう点に対して、その企業に対してどういう指導、支援をしていくのか、金融の支援ではなくて物の考え方を聞きたいと思うんですが、いかがでしょうか。

清水商工企画課長 現在、私どもの所管しております、やまなし産業支援機構というところでは、これはアイメッセにある組織でございますけれども、当然、中小企業、これは製造業の中小企業は無論のこと、建設業の中小企業であっても、例えば経営指導、あるいは経営相談、それから、異業種への転換といったものについての御相談には応じておりますので、こういったところへの御相談をいただきたいと考えております。

岡委員 そうですね。私も、異業種への転換が、今からの建設業を初めとする企業の中では大切だろうと、そうしていかなければこれから生き残っていけないだろうと感じているわけです。

実は、午前中、農政関係の部分について、建設業を含めて手を組みながら、商工等とも手を組みながらプロジェクトをつくって、そしてやっていくべきじゃないかということの中で、いろいろな耕作放棄地が、山梨県は全国47都道府県の中で長崎県に次いでワーストツーだと言われているわけです。そういう非常に不名誉な山梨県であるから、その耕作放棄地を含めて、何とか農政を活性化していかないといけないのではないかと。この時点では、全国的にもいろいろお聞きしますと、あるいはマスコミ報道なんかを見ますと、北海道において建設会社が酪農業に参入して非常にすばらしい成果を出しているという

報道もありました。あるいは、また、新潟において、段々畑ではありますけれども、そこを改良して、コシヒカリをつくって、そして、有機無農薬のすばらしい成果を上げて、普通の米価の3倍ぐらいの価格で販売をしていると。

それも結果的に、普通の農家ではできない、ところが、建設業の場合には、たまたま夏には非常に手があいていると、その報道の中ではされていたわけがありますけれども、その会社の社長さんは、夏は手があいているので、そういうふうな形で社員を活用しながらそこへ投入して、そして、農業をやるんだというふうなことを説明していたわけです。私は、今から、異業種という部分を含めて、産業支援機構の分を積極的に活用していくことが大切じゃないかと考えているんですが、その辺について、部長さん、どうなんでしょうね、全体的な物の考え方として。

興水商工労働部長 建設業関係につきまして、県土整備部のほうでも、そういった指導、あるいは支援をする室も設けてございます。委員の御指摘がございましたように、県土整備部、私どもの商工労働部、やはり所管するところがまたがった事業というものが大変多くなってきておりますので、庁内的にもそういった部分で十分な連携を図りながら新しい取り組みに対して支援をしてみたいと考えております。

岡委員 そうですね。先ほども言いましたように、私は、やっぱり、農政商工という委員会でありますから、午前中に農政について、現在、商業について、これが土木の関係があるということにもなるわけがありますけれども、いずれにいたしましても、今までの縦割りの行政から横断的なプロジェクトを組んでいくような行政をしていかないと、これからの時代にマッチした政策といいましょうか、言うところの企業を助けることができない、なかなか難しいだろうと思えますので、ぜひその辺を積極的な御努力を賜りますようお願いして終わります。

(ふるさと雇用再生事業と緊急雇用創出事業について)

安本委員 雇用対策のうちのふるさと雇用再生事業と緊急雇用創出事業についてお伺いさせていただきたいと思えます。

本会議でも質問がありましたけれども、山梨労働局が発表して、去年の10月からこの9月、県内で職を失ったり失う見通しの派遣社員、非正規労働者が3,572人ということでありまして、雇用事業の成果と今後の取り組みというような質問がありました。

人数ベースで、この2つの事業、答弁は、6月補正後、1,700人の雇用目標に対して976人という実績であるということでありまして、目標に対して約半分、まだ到達がなかなか難しいのかなと思っておりますけれども、できるだけ多くの方の雇用を確保すべきということで、人数も大事なんですが、とって予算のほうは金額ベースでどういうふうになっているのかお伺いしたいと思えます。

一番最初に確認をさせていただきたいんですけども、ふるさとと緊急雇用それぞれの基金の総額について、現在幾ら積まれているのか、それぞれお伺いしたいと思います。

中澤労政雇用課長 ふるさと雇用再生基金と緊急雇用創出の基金でございますけれども、平成20年度に国の補正予算によりまして交付金が交付されまして、ふるさと再生雇用事業につきましては45億4,000万円、それから、緊急雇用創出事業につきましては19億3,000万円をそれぞれ基金に積み立てたところでございます。

その後、今年度に入りまして、国の補正予算によりまして緊急雇用創出事業に44億6,000万円が追加交付されまして、合計、緊急雇用創出事業が63億9,000万円になっています。ふるさと雇用再生事業と合わせますと109億3,000万円となっています。

安本委員

それで、この基金については3年間で事業を執行していくということになっていると思いますけれども、ことしの6月17日の県の緊急経済・雇用対策本部会議の資料、ホームページでも公開になっておりますけれども、その時点の当初予算分の執行状況が報告されておりました。

まず、ふるさと雇用再生事業のほうについてお伺いしますけれども、そこに報告されていたのは、予算17億7,400万円のうち、計画決定額が12億8,300万円となっております。金額ベースでいくと72%ほどの執行だと思えますが、現時点ではどういうふうになっているのか、お伺いさせていただきたいと思えます。

中澤労政雇用課長

ふるさと雇用再生事業ですけれども、ふるさと雇用再生事業につきましては、8月に今年度第2回目の地域基金事業協議会の審議をいただきまして、11事業の計画を決定したところであります。これを含めまして、県分の事業で7億8,000万円余、市町村分で約5億4,000万円余、合計しますと13億2,500万円余になっておりまして、今年度の予算額に対しまして約75%となっております。

安本委員

このふるさとのほうは民間事業者等への委託事業で、比較的長期ということ聞いていますけれども、雇用期間が1年以上と。ことし雇用すれば、来年も再来年もというふうになるのかもしれないですけれども、今、お伺いしまして、計画決定額75%、今年度もまだ半分あるわけですけれども、3年間の見通しとして、基金の執行について、全部使い切る、足りないという話はおかしいかもしれないですけれども、今3年間の見通しとしてこの基金の執行についてどういうふうに思っているのか、お伺いしたいと思います。

中澤労政雇用課長

当初予算の段階では、事業に要します初期費用とか雇用情勢等を考慮しまして、各年度の執行割合を4対3対3という割合で想定しておりました。そのほかの事業計画を決定していく段階で、ほとんどの事業につきましては、3年間が雇用事業期間として予定されております。

また、20年度末に1回目の事業決定をしておるわけですけれども、こういった事業につきましては、委託契約でのほか、求人、採用等に期間が必要であったこと、また、その後、6月の協議会を経て決定した事業につきましても、同様に準備期間が必要であったということから、事業期間がおおむね8カ月から10カ月というような期間で行っております。

これらの事業が平成22年度、23年度は3年間ほとんどの事業が続いていきますので、これらの事業が22年度、23年度につきまして、人件費等が12カ月分必要になってくると思います。通年ベースの事業費となりますと、おおむね3割程度、今年度より、多く必要になってくるといような状況であります。このため、3年間では現行の事業で交付金のほうを全額執行できる見通しとなっております。

安本委員

そうすると、ふるさとのほうの基金についてはもうほぼ全額執行という見通しがあるということだと受けとめました。

もう一つ、緊急雇用創出事業、当初の去年の19億円に44億円上積みされ

て、今、63億9,000万円ということでしたけれども、こちらのほう、今回の9月補正予算で1億8,000万円が積みまれていますけれども、予算総額と、それから、経営計画決定状況について、現状をお伺いしたいと思います。

中澤労政雇用課長 緊急雇用創出事業につきましてでございますけれども、県分の事業につきましては、事業を計画いたしましてから予算を計上させていただいております。県分につきましては9月補正でお願いしています1億8,000万円を含めまして、88事業の10億8,000万円となっております。

また、市町村分は補助金という形で支出することになりますので、予算決定後に事業の掘り起こしを行いまして決定しております。こちらは6月補正後で予算額は9億円となっております。このうち、これまでに266の事業で7億9,900万円余が計画決定をしております。

県、市町村を合わせますと、予算額19億8,000万円に対しまして、事業計画額が約18億8,000万円というふうになっております。これは、当初の3年分の事業費にほぼ匹敵するような額となっております。今後、引き続き事業の掘り起こしを行って、2つの事業を執行できるように努めてまいりたいと考えています。

安本委員

午前中の農政部関係でもこの緊急雇用の事業がたくさん出ておりましたけれども、非常に知恵を絞られて、工夫をして、今、行政のニーズの中で必要なものに取り組みされているなど思いながら拝見させていただきまして、こっこの緊急雇用創出事業は短期のつなぎ的な雇用ということで、また、県や市町村でも直接雇用する部分もありまして、これからもぜひ知恵を絞って努力していただいて、3分の1、1年分が執行されるということですのでけれども、あと2年間続いていくので、ぜひ今後とも御努力をお願いしたいと思います。

(やまなし・しごと・プラザの利用状況について)

最後に1点、今年度、やまなし・しごと・プラザというのがJA会館のほうに開設をされていますけど、そこでも緊急雇用のウェブサイトの画面で確認できるとは思いますけれども、利用状況についてお願いしたいと思います。

中澤労政雇用課長 やまなし・しごと・プラザにつきましては、去る6月29日にそれまでの県民情報プラザからJA会館に移転をいたしまして、これにあわせて求職者総合支援センターを開設いたしました。これによりまして、やまなし・しごと・プラザはジョブカフェやまなしと求職者総合支援センターで構成をされています。

どちらもハローワークを併設しておりまして、移転開設後、9月末までにジョブカフェと求職者総合支援センター、合わせまして、合計で約2万5,900人に利用していただいております。1日当たりですと約330人が利用されています。

今後も求職者の状況や希望に応じまして、セミナーですとか個別のキャリアカウンセリング、職業紹介などを行いまして、早期の就職につなげられる、きめ細かな支援を行っていきたいと考えております。

主な質疑等 企業局関係

※所管事項

質疑

(米倉山のメガソーラー発電事業について)

岡委員

きょうのマスコミ報道の中で、先日の県のクリーンエネルギー計画が出ています。企業局におきましては、積極的に、電気事業だとか温泉事業というような形で取り組まれていることに関しましては敬意を表するわけでありまして、そういう中で、よく言われますように、平成17年から3年3億円、毎年1億円ずつ一般会計の繰り入れが行われてきているわけでありまして、

ことしもそういうふうな形でされているわけでありまして、そういうふうな中で、今度は米倉山の取り組みであります。米倉山は、私は、あれは企画部のほうでやっていくものと、若干、理解してきたわけでありまして。しかし、施設等々を含めて、企業局が関係深く入っているということでありまして、その辺についてちょっとお聞きしておきたいと思いますが、どの程度、どういうふうな形で入っているのか、お聞きします。

石原電気課長

企業局のほうでは、米倉山の発電計画につきましては、東京電力さんと私ども県の共同事業ということで事業を進めさせていただいています。私ども県の役割の中にございますPR施設の設置とか、それから場内道路の整備とか、それから敷地の整備、それらを企業局で対応していくというふうなことで役割分担しています。

岡委員

実は、総務費の中の企画費の中に1,800万円ばかり盛られていると、私は理解をしているわけでありまして、それとの関連性についてはどうなんでしょうか。

石原電気課長

米倉山なんですが、現在、ちょっと草があつたりしますので、今回、それらの除草をお願いしていると承知しておりますが。

岡委員

そうすると、企業局の20年度の利益が純利益6億2,400万円ばかりあるわけですね。その中の分からこの環境保全等の分野で3億7,900万円ばかり出しているわけでありまして、この中からこの1,800万円余のお金が出ていると考えられるのでしょうか。それとも、先ほどちょっと言わせていただきました1億円の中からこの1億8,000万円というのは出ているのでしょうか。

石原電気課長

うちのほうの利益処分の関係は、これから決算特別委員会で御審議いただいて、利益処分が決まるというふうに承知しております。ですから、このお金は使うことができません。現在、繰り出しをさせていただきます1億円は、それぞれ当初予算の議論の中で用途が大体定まっております。多分1,800万円については、緊急雇用対策の御予算かなと思われまして、

岡委員

そうすると、緊急雇用事業のほうで1,800万円が出るということになりますれば、先ほど御説明いただきましたPR施設だとか、あるいは施設整備などにかかる予算はどのくらいなんでしょうか。

それから、あと1つ、関連しているから聞きますけれども、これからのスケ

ジュール、例えばことし、米倉山に対して何をどういうふうにしていくのか、そして、どのくらいお金がかかるのかというふうなことも、できたら教えてください。

西山企業局次長

先ほどの、企画課が所管している事業でございますけれども、私がちょっと聞いている話では、いわゆる米倉山の今回の太陽光を設置する平らな部分の除草とか、そういうものではなくて、あそこを維持管理する、斜面とかそういうものの除草をするというふうなことを聞いております。

これから私たちが太陽光発電を共同事業でやっていく上での事業費なんですけれども、一応、総事業費は約5億円を予定しております。その中では、現地の測量調査費とか、あるいは、今、もう完全に原野になっておりますので、そこについて敷地の整理とか、あるいは場内の進入道路、そういったものの整備とか、さらに、先ほど言いましたPR施設。あとは、東京電力さんとの共同事業ということで、発電所の、要するに設置費用の一部を負担する、そういう格好で、合わせまして約5億円ということでございます。

今後の事業の予定でございますけれども、今現在測量等が大体終了いたしまして、パネルの設置計画につきまして、東京電力と詰めております。また、それと並行いたしまして、建設に対する基本合意について、今、最後の詰めをしております。11月中を目途に何とか基本協定の締結をしたいと考えております。

事業としますと、主な事業はそれから着手するわけでございますけれども、来年度の国庫補助金を申請いたしまして、その採択を受けて本格的な工事に移っていくというような運びになります。1期工事としまして5,000キロワットを23年度中に仕上げまして、さらに引き続き残りの5,000キロワットを、24、25、できれば25年の早い時期に完成したいと考えております。また、PR施設につきましては、第1期工事の23年度中に仕上がったものとあわせまして運開できるように設置計画を進めてまいりたいと考えております。

岡委員

いずれにいたしましても、5億円からのお金を投資して、米倉山の太陽光発電だけではなく、PR施設もあわせて入るわけですね。というふうなことで、大変な投資をするわけでありましてけれども、大体ペイできるのかと言うと、言い方が変ですけども、どんなふうな見通しになるのでしょうか。

西山企業局次長

ペイというのは非常に難しいんですけれども、もともと今回の太陽光というのは御承知のとおり、水力とか、あるいはそれ以外のエネルギーに比べましてまだ割高であるということで、国からも補助金が手厚く出されまして50%というふうな数字になるわけでございますけれども、恐らくそれをいただきましても、共同事業全体ではやはり足が出るんだろうと考えております。共同事業者である山梨県といたしましても、ひとり勝ちというわけにもまいりませんので、環境施策を東京電力さんと一緒にやっていくという意味もありますので、そういう面では持ち出しになる部分もあろうかと考えております。

その他

- ・ 委員会報告書の作成及び委員長報告については、委員長に一任した。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件について配付資料のとおり決定した。
- ・ 継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、県内調査を10月23日に実施することとし、詳細については、後日通知することとされた。

- ・ 9月2日から4日に実施した県外調査については、議長あてにその報告書を提出したことが報告された。

以 上

農政商工観光委員長 鈴木 幹夫